

初等小学校の区場等

夕出物 五時 区場 五時 五件強

（一）
（二）
（三）

（一） 解社年常土給の件

二ヶ月前未償 四十日分

一ヶ月前 五十日分

一ヶ月前 三十五日分

二ヶ月前 十日分

以上 一ヶ月前増え毎二三日分づか

（三） 食料費の増減の件

（一） 食料費の増減

情報課長

13.10.7
546
第46号

總務部長

日本絹糸紡績株式會社 後ノ米堤 (兵庫)

一 被解社者側ノ動靜

九月廿八日武庫郡大社村西新田月徳寺ノ争儀
本ノ印ヲ設置シ善後策ニ付協議中 大阪聯合會ヨリ
村尾重雄及尾崎聯合會ヨリ 大山俊孝 末孫シ直キ
會社ニ楠本支配人ヲ以テ 廿八日ニ廿一名ノ被解者
理由ヲ述ラシニ 同人ノ之カ言略ヲ避ケ免ク以テ 廿八日
年常土給 五ヶ月前未償 拒否スルニシテ 被解者
本件解決ニシテ 被解者ノ増減ニ 食料費ノ給与セラレシト認
知シタリト

社 會 司